

# 豊後国風土記・大分郡にみる地名起源の方法

—古風土記にみる詠嘆の助字

「哉」・「乎」の検討から—

大館真晴

## 一、はじめに

本論の考察の対象となる「豊後国風土記」は甲類九州風土記に分類されるもので、これまでの研究史を概観すると『日本書紀』（以下、『紀』）との影響関係について論じたものが多数をしめる。そして、今回の考察で主にとりあげる大分郡の先行研究についても、

握できると考えている。

本論は、この橋本氏の指摘を受けたもので、「豊後国風土記」と『紀』との相違点に着目したものである。最終的には、『紀』との比較考察から導き出された特徴的表現を、「豊後国風土記」大分郡の文章が記述されるなかで、選び取られた風土記特有の表現として位置づけていきたいと考えている。

## ・「豊後国風土記」大分郡

・景行天皇紀十二年十月条<sup>③</sup>

昔者、纏向日代宮御宇天皇、

從<sup>二</sup>豊前國<sup>一</sup>京都行宮<sup>一</sup>、幸<sup>二</sup>

於此郡<sup>一</sup>、遊覽地形<sup>一</sup>、

形廣大亦麗。因名<sup>二</sup>碩田<sup>一</sup>也。

碩田、此云<sup>二</sup>於保岐陀<sup>一</sup>。

ただし、甲類風土記が『紀』の影響を受けていることについては、一部の説を除いて諸説ほぼ一致しており、この点は重視

されねばならない。これは甲類風土記の成立時期にも関わる問題である。

ところで、これまでには影響を受けた部分を中心にして論が展開されてきたが、視点を変えてこの問題を見直すと、実は重要な点において甲類風土記は『紀』と異なっているように思われる。言い換えるならば地誌を述作するに当たり『紀』を利用しつつも本質的に異なる視点から、これを再構成していると考えられるのである。そしてこれは、歴史の記述を目的とする『紀』と、地理の述作を目的とする風土記の根本的な違いであるように思われ、それは地誌としての認識と記述方法の問題として把握できると考えている。

本論の考察の対象となる「豊後国風土記」は甲類九州風土記に分類されるもので、これまでの研究史を概観すると『日本書紀』（以下、『紀』）との影響関係について論じたものが多数をしめる。そして、今回の考察で主にとりあげる大分郡の先行研究についても、

『紀』との類似点に着目し、『紀』との影響関係を論じた成立論が、ほとんどであったといえる。これは、当該箇所と景行天皇紀十二年十月月条との間に、説話内容や表現など多くの類似点があることに起因する。しかし、近年、橋本雅之<sup>(1)</sup>によつて、甲類九州風土記と『紀』との相違点に着目し、甲類九州風土記の編纂意図を考察せんとした新しい視点が示された。橋本氏の指摘とは以下のようなものである。

嘆曰「広大哉。此郡也。」

宜<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>碩田国<sup>一</sup>碩田謂<sup>ニ</sup>大分<sup>一</sup>。今

謂<sup>ニ</sup>大分<sup>一</sup>。

## 二、問題の所在—詠嘆表現を含む天皇の会話文—

右が本考察でとりあげる「豊後國風土記」（大分郡）の記述である。下段の『紀』の記述と比較するとわかるように、両者は地形から大分郡が名づけられるという話の筋においては一致している。しかし、その表現等を注意深く見てみると「豊後國風土記」と『紀』には注目すべき相違点が確認できる。それは、「豊後國風土記」の大分郡の地名起源には、「広大哉。此郡也。宜<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>碩田国<sup>一</sup>（<sup>おほきだのくに</sup>碩田<sup>ニ</sup>國<sup>一</sup>と名づくべし）」との景行天皇の会話文が記されているのに対して、『紀』の地名起源には「其地形廣大亦麗。因名<sup>ニ</sup>碩田<sup>一</sup>也（其の地形廣く大きにして亦麗し。因りて碩田と名く）」と記されるのみで会話文が存在しないのである。

本考察で注目するのは、この景行天皇の会話文で、着目する表現には二重線・波線・傍線を付した。また、この会話文は、景行天皇が行幸の最中に発したもので、「広大哉（広く大なるかも）」との土地に対する感動と、「宜<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>碩田国（碩田<sup>ニ</sup>國<sup>一</sup>と名づくべし）」と地名を直接名づける発言から成り立っている。この景行天皇の会話文は、大分郡の地名起源譚の核となる重要な箇所といえる。論者は、この『紀』と大きく異なる会話文にこそ「豊後國風土記」の編纂者の意

図が表れているのではないかと考えている。以下そのことを述べてみたい。

まず、注目するのは波線部「広大哉」に記される詠嘆の助字「哉」である。当該箇所では、この「哉」が記されていることにより、『紀』と比較して、天皇の土地に対する感動がより明確になつてゐるといえる。この地名起源にかかわる詠嘆の表現方法は、「風土記」における詠嘆の文末助字「哉」・「乎」を考察し、当該箇所の「哉」が持つ意味について考えてみたい。なお「乎」を考察の対象に含める理由としては、諸国風土記では「乎」にも「哉」と同様の使用方法が見られることがあげられる。

### ○九州風土記（甲類）による「哉」・「乎」

①鏡坂在<sup>ニ</sup>郡西<sup>一</sup>。昔者、纏向日代宮御宇天皇、登<sup>ニ</sup>此坂上<sup>一</sup>、御覽国形<sup>一</sup>、即勅曰「此国地形、似<sup>ニ</sup>鏡面哉<sup>一</sup>。因曰<sup>ニ</sup>鏡坂<sup>一</sup>、斯其縁也。  
(豊後・日田郡)

②昔者、纏向日代宮御宇天皇、從<sup>ニ</sup>豊前國京都行宮<sup>一</sup>、幸<sup>ニ</sup>於此郡<sup>一</sup>、遊覽地形<sup>一</sup>、嘆曰「広大哉。此郡也。宜<sup>レ</sup>名<sup>ニ</sup>碩田国<sup>一</sup>（碩田謂<sup>ニ</sup>大分<sup>一</sup>）。今謂<sup>ニ</sup>大分<sup>一</sup>。」

※当該箇所（豊後・大分郡）

③天皇、於斯五十跡手曰、「恪乎謂伊蘇志」。五十跡手之本  
土可謂「恪勤國」。今、謂怡土郡訛也。

ざる異しき徒ありや)」。

(肥前・彼杵郡)

(筑前國風土記逸文 『釈日本紀』卷十所引)

⑥「此國有人乎」 (肥後國風土記逸文「阿蘇文書」所引)

・ [③の参考]  
天皇即美五十迹手、曰「伊蘇志」。故時人号五十迹手之本  
土、曰「伊蘇國」。今、謂伊覩者訛也。

(『日本書紀』卷八 仲哀天皇八年正月条)

④昔、景行天皇、巡國既畢、還都之時、膳司在此村、忘御  
酒蓋。云々。天皇勅曰、「惜乎。朕之酒蓋俗語云酒蓋為  
字枳」。因曰「字枳波夜郡」。後人誤号生葉郡。

(筑前國風土記逸文 『釈日本紀』卷十所引)

・ [④の参考]  
八月、到的邑而進食。是日、膳夫等遺蓋。故、時人号其  
忘蓋曰「浮羽」。今謂的者訛也。昔、筑紫俗  
号蓋曰「浮羽」。(『日本書紀』卷七 景行天皇十八年八月条)  
次に③「筑前國風土記逸文」(怡土郡)の記述についてである。  
この記述は、仲哀天皇が怡土県主五十跡手を「恪乎(いそしかも)」  
と褒め、その褒め言葉から、怡土郡の地名起源が導き出される例で  
ある。この記述については、当該箇所と同様に、『紀』に類似した  
記載がある。その記述は「[③の参考]として掲げた。この「[③の参  
考]」の記述を見てみると、仲哀天皇が怡土県主五十跡手の忠勤さを  
褒めることから、地名起源が導き出されるという、物語の筋において

⑤同天皇、在宇佐浜行宮。詔神代直曰「朕、歷巡諸國、既  
至平治。未被朕治有異徒乎(未だ朕が治を被ら  
ら)

ては「筑前国風土記逸文」と『紀』は一致している。しかし、その表現方法には、当該箇所と同様の相違点を見る事ができる。その相違点とは、「筑前国風土記逸文」（怡土郡）には、「惜乎（いそしきかも）」との天皇発言があり、『紀』にはない、詠嘆の助字「乎」が記されていることである。この詠嘆の助字が記される理由は、地名起源に結びつく天皇の感動をより明確に表現せんとしてなされたものだと考えられる。

次に④の「筑後国風土記逸文」（生葉郡）の例である。この記述は、「酒蓋」を忘れたことに対する、景行天皇が「惜乎（あたらしきかも）」と発言する例である。この「惜乎（あたらしきかも）」と

いう発言自体は、直接、地名に結びつくものではないが、この「惜

乎（あたらしきかも）」という会話文があることによって、「酒蓋」を忘れてしまったことへの天皇の強い後悔の念が表現されているといえる。そして、その強い後悔こそが「宇枳波夜郡」から「生葉郡」へという地名起源を導きだしているといえる。さらにこの④に関しても、『紀』に類似した記載を確認できる。その記述は「〔④の参考〕として掲げた。この記述も、これまで見てきた①、②（当該箇所）、③の場合と同様に地名起源にいたる経緯は「筑後国風土記逸文」（生葉郡）と一致するのであるが、その表現方法は異なつており、詠嘆を含む天皇の会話文は記されていない。これらの現象はいかに考えればよいのであろうか。論者は風土記の地名起源譚においては、

詠嘆の助字というものが積極的に使用されていたのではないかと考えている。以下のそのことを更に詳しく述べてみたい。参考までに、『紀』には六十九箇所の地名起源譚があり、『古事記』には三十三箇所の地名起源譚がある。しかし、これらの記述を見てみると、地名起源にかかる天皇や神の発言に詠嘆が記されている例は、記紀ともにヤマトタケルの「アヅマハヤ」の一例のみである。この現象は、風土記の地名起源譚において、詠嘆の助字が特徴的に使用されることを更に強く想起させるものである。なお⑤⑥⑦の例は疑問の用法として「乎」が用いられている例で、「肥前国風土記」には「哉」の用字例はみることができない。

### ○『播磨国風土記』にみる「哉」・「乎」

#### ◇「哉」

①於是、白犬向海長吠。…中略…須受武良首對曰、「是別嬪所養之犬也」。天皇勅云、「好告哉（好く告げつるかも）」。故、号「告首」。（賀古郡）

②望理里土中上 大帶日子天皇、巡行之時、見此村川曲、勅云、「此川之曲、甚美哉（甚美 しきかも）」。故、曰「望理」。（賀古郡）

③長田里土中々 貴、大帶日子命、幸<sub>二</sub>行別嬢之処<sub>一</sub>、道辺有<sub>二</sub>長

田<sub>一</sub>勅云、「長田哉<sub>（長田なるかも）</sub>」。故、曰<sub>二</sub>長田里<sub>一</sub>。

(賀古郡)

④所以号<sub>二</sub>飫磨者<sub>一</sub>、大三間津日子命、於<sub>二</sub>此處<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>屋形<sub>一</sub>而座

時、有<sub>二</sub>大鹿<sub>一</sub>而鳴之。爾時、王、勅云、「壯鹿鳴哉<sub>（壯鹿鳴くかも）</sub>」。故、號<sub>二</sub>飫磨郡<sub>一</sub>。

(飫磨郡)

⑤爾時、大汝神、謂<sub>二</sub>妻努都比壳<sub>一</sub>曰、「為<sub>レ</sub>遁<sub>二</sub>惡子<sub>一</sub>。返遇<sub>二</sub>風

波<sub>、被<sub>二</sub>太辛苦哉<sub>（いたくたしなめられつるかも）</sub>」。所以、號<sub>二</sub>曠塩<sub>一</sub>、曰<sub>二</sub>苦齊<sub>一</sub>。</sub>

(曠塩郡)

⑥所以云讚容者、大神妹妹柱、各、競占<sub>レ</sub>國之時、妹玉津日女命、捕<sub>二</sub>臥生鹿<sub>一</sub>、割<sub>二</sub>其腹<sub>一</sub>而、種<sub>二</sub>稻其血<sub>一</sub>。仍、一夜之間、

生<sub>レ</sub>苗。即令<sub>二</sub>取殖<sub>一</sub>。爾、大神勅云「汝妹者、五月夜殖哉<sub>（五月夜に殖ゑつるかも）</sub>」。即去<sub>二</sub>他処<sub>一</sub>。故、號<sub>二</sub>五月夜郡<sub>一</sub>、神名<sub>二</sub>贊用都比壳命<sub>一</sub>。

(讚容郡)

⑦多駄里邑曰野・八千軍野・粳岡 土中下 所以号<sub>二</sub>多駄<sub>一</sub>者、品太天皇、巡行之時、大御伴人、佐伯部等始祖、阿我乃古、

申<sub>二</sub>欲<sub>一</sub>請此土<sub>。爾時、天皇勅云「直請哉<sub>（直に請ひつるかも）</sub>」。</sub>

故、曰<sub>二</sub>多駄<sub>一</sub>。

(神前郡)

⑧右、所以名<sub>二</sub>託加<sub>一</sub>者、昔、在大人常勾行也。自南海到北海<sub>。</sub>自東巡行之時、到來此土云、「他土卑者、常勾伏而

行之、此土高者、申而行之。高哉<sub>（高きかも）</sub>」。故、曰<sub>二</sub>託賀<sub>一</sub>郡<sub>。</sub>

(託賀郡)

⑨云都太岐者、昔、讚伎日子神、逃<sub>二</sub>冰上刀壳<sub>一</sub>。爾時、冰上刀

壳、答曰<sub>レ</sub>否、日子神、猶強而逃之。於是、冰上刀壳、怒云「何故強吾<sub>。</sub>」即、履<sub>二</sub>建石命<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>兵相鬭。於是、讚伎日子、負而還去云「我甚怯哉<sub>（私は甚く怯きかも）</sub>」。故、曰<sub>二</sub>都太岐<sub>一</sub>。

(託賀郡)

⑩品太天皇、巡行之時、此鴨發飛、居<sub>レ</sub>於修布井樹<sub>。此時、天皇問云「何鳥哉<sub>（何の鳥ぞ）</sub>」。侍從當麻品遲部君前玉、答曰「住<sub>二</sub>於川鴨<sub>一</sub>」。勅令<sub>レ</sub>射時、發<sub>二</sub>矢<sub>一</sub>、中<sub>二</sub>二鳥<sub>一</sub>。即、負<sub>レ</sub>矢、從<sub>二</sub>山岑<sub>一</sub>飛越之処者、號<sub>二</sub>鴨坂<sub>一</sub>、落斃之処者、仍號<sub>二</sub>鴨谷<sub>一</sub>煮<sub>レ</sub>羹之処者號<sub>二</sub>煮坂<sub>一</sub>。</sub>

※疑問 (賀毛郡)

⑪端鹿里土下上 右、號<sub>二</sub>端鹿<sub>一</sub>者、昔、神於諸村班<sub>二</sub>菓子<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>此村<sub>一</sub>不足。故、仍云「間有哉<sub>（間なるかも）</sub>」。故、號<sub>二</sub>端鹿<sub>一</sub>。今、在其神此村<sub>。至于有今山木無<sub>二</sub>菓子<sub>一</sub>。生</sub>

真木柵杉」。

(賀毛郡)

⑫小目野 右、号「小目野」者、品太天皇、巡行之時、宿於此野、仍、望覽四方、勅云、「彼觀者、海哉河哉」。從臣對曰「此霧也」。爾時、宣云「大體雖レ見、無「小目」哉」(小目なきかも)。故、曰「小目野」。又因此野詠歌。

\*疑問2例・詠嘆1例(賀毛郡)

⑯伊都村 所以稱「伊都」者、御船水手等云「何時將レ到於此所レ見之乎」(この見ゆるところに到らむかも)。故、曰「伊都」。

(揖保郡)

⑰波加村 占國之時、天日槍命、先到「此処」、伊和大神後到。於是、大神大恵之云「非レ度先到之乎」(先に到りしかも)。故、曰「波加村」。

(安禾郡)

⑬所以號「美囊」者、昔、大兄伊射報和氣命、堺國之時、到志深里許曾社、勅云「此土、水流甚美哉」(水流甚ナガレいとうは美しきかも)。

(美囊郡)

⑮天皇問云「是誰犬乎」

\*疑問(賀古郡)

⑯勅云「彼何物乎」

\*疑問(飾磨郡)

⑰勅云「誰馬乎」

\*疑問(神前郡)

⑱相爭云「：此二事、何能為乎」

\*疑問(神前郡)

⑲伊夜丘者、品太天皇獵犬名麻奈志漏与レ猪走「上此岡」。天皇、見之云「射乎」。故、曰「伊夜岡」。

\*命令(託賀郡)

故、号「志深里」。

(美囊郡)

◇「乎」(ヲ)の仮名として用いられた9例は除く)

⑮邑智里駅家 土中下 品太天皇、巡行之時、到「於此処」、勅云「吾謂狭地」、此乃大内之乎(大内なるかも)。故号「大内」。

(揖保郡)

次に「播磨国風土記」についてである。まず、①~⑭の例は、「播磨国風土記」にみる「哉」の全用字例である。この「播磨国風土記」における「哉」の用例にも、前掲の甲類九州風土記と同様の表現方法を数多く確認できる。①は地名起源の例ではなく、氏族の起源を語るものであるが、この例で、天皇が「好告哉」(よく告げつ

るかも」との発言を行い、その発言によって、「告首」という氏

族名が名づけられる経緯が語られている。②は大帶日子天皇が、「此川之曲、甚美哉（甚美しきかも）」との発言を行い。

望理里（まがりのさと）の地名起源が語られるもので、③も大帶日子命が「長田哉（長田なるか）も」との発言をし、長田里（ながたのさと）の地名起源が語られる例である。これ

らの例も、先程の甲類九州風土記の表現方法と同様のものといえ、「哉」があることによって、天皇の土地に対する感動が明確になり、

その天皇の感動によって地名が名づけられたものだといえる。他の

③～⑭の例についても、⑩、⑫の疑問の用法を除いて、全て同様の

用法で、その全てが地名起源に結びついている。「播磨国風土記」においても助字「哉」は、地名起源譚と密接に結びついて用いられ

ているのである。

次に、「乎」についてである。「播磨国風土記」において助字として用いられた「乎」の全用字例は⑮～⑯とある（ただし、「ヲ」の仮名として用いられた9例は除外した）。この「播磨国風土記」における「乎」の用字法は、一例のみ命令として用いられているもの

が認められるが<sup>⑰</sup>（用例⑯）、その用例の大半が詠嘆か疑問（⑰～⑲）の用法で用いられている。そのうち詠嘆で用いられる「乎」（⑯）については、先程の「哉」の場合と同様の地名起源にかかわった用法を確認することができる。まず⑯の例についてである。この例は品太天皇が、「大内之乎（大内なるかも）」との発言を行い。そ

の天皇の感動によって、邑智里（いぢのさと）の地名起源が語られるものである。  
⑯や⑰は、水手や伊和大神が詠嘆を含む発言を行い、その発言が地名起源に結びつくものである。

以上、「播磨国風土記」における「哉」・「乎」の用字例を検討してきたが、「播磨国風土記」においても、「哉」・「乎」が詠嘆として用いられている場合は地名起源と結びついて用いられている場合が多く、「哉」・「乎」が地名起源の表現方法の一つとして用いられていることが理解できる。

### ○常陸國風土記にみる「乎」・「哉」

#### ◇「哉」

①郡東十里、桑原岳。昔、倭武天皇、停留岳上、進奉御膳時、令水部新堀清井、出泉淨香、飲喫尤好、勅云「能渟水哉（よく渟れる水かな）俗云与久多麻礼流弥津可奈」。由是、里名今謂田余。（茨城郡）

②自此以北、薩都里。古、有国栖。名曰土雲。爰、兔上命、發兵誅滅。時、能令殺、「福哉（福なるかも）」所言。因名佐都。（久慈郡）

#### ◇「乎」（「ヲ」の仮名：四例を除く）

③於是、神祖尊、歎然謂曰「愛乎我胤（愛しきかも我が胤）、

巍乎神宮（巍きかも神宮）

（筑波郡）

④况乎（いはむや…）（茨城郡）

（意宇郡）

次に「常陸國風土記」の例についてである。「常陸國風土記」の

「哉」の用例数は2例であり、「播磨國風土記」と比較して、数が少

ない。しかし、その表現内容においては、これまで、見てきた甲類九州風土記、播磨國風土記と同様のものを確認できる。①は倭武天皇の「能渟水哉」（よく渟れる水かな）という発言から、「田余里」の地名起源が導き出されるものである。ここでも倭武天皇の感動が

「哉」によって表現されており、その感動によって地名が導き出された例といえる<sup>(5)</sup>。次の②の例も同様のもので、「福哉（福なるかも）」

という発言から薩都里の地名起源が導き出されている。

次に「乎」についてであるが、「常陸國風土記」の「乎」については、「ヲ」の仮名で使用された14例を除いて、詠嘆が2例（用例③）、反語が1例（用例④）確認できる。「常陸國風土記」では、「哉」について、これまで確認してきたような詠嘆の用法を確認できるといえる。

○『出雲國風土記』にみる「乎」・「哉」

◇「哉」

④惠曇郷 郡家東北九里四十歩。須作能乎命御子、磐坂日子命、国巡行坐時、至坐此処而、詔、「此処者、国稚美好有。国形、

②加賀郷、郡家北西升四里一百六十歩。佐太犬所生也。御祖、神魂命御子、支佐加比壳命、「闇岩屋哉」（闇き岩屋なるかも）詔、金弓以射給時、光加加明也。故、云「加加」神龜三年改字加賀<sup>一</sup>。（嶋根郡）

③加賀神埼、即有窟。高一十丈許、周五百二步許。東西北通所。所謂佐太犬所「産坐」也。産坐、臨時、弓箭亡坐、爾時、御祖神魂命御子、枳佐加比壳命、願「吾御子、麻須羅神御子坐者所亡弓箭出来」願坐。爾時、角弓箭、隨水流。爾時、取弓、詔「此弓者非吾弓箭」詔而、擲廢給。又、金弓箭流出來。即待取之坐而、「闇鬱窟哉」詔而、射通坐。即、御祖支佐加比壳命社、坐此處<sup>一</sup>。（嶋根郡）

①所ニ以号ニ意宇者、國引坐八束水臣津野命、詔「八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉」（狹布の稚國なるかも）。初國小所レ作。故、將<sup>一</sup>作縫<sup>一</sup>詔而「栲衾、志羅紀乃三瑞矣、國之余 有耶見者、國之余有詔而、今者、國者引訖」詔而、意宇社爾御杖衝立而、「意惠」登詔。故、云意宇。（意宇郡）

如「画鞆哉」（国形、画鞆の如きかも）。吾之宮者、是処造者。」  
故、云「惠伴」。神龜三年改二字「惠曇」。  
（秋鹿郡）

⑤大野郷 郡家正西一十里升歩。和加布都努志能命、御狩為坐時、即郷西山、狩人立給而、追猪犀。北方上之至阿内谷而、其猪之跡亡失。爾時詔「然哉」（自然きかも）。猪之跡亡失」詔。故、云「内野」。然、今人猶誤、大野号耳。  
（秋鹿郡）

⑥滑狭郷 郡家南西八里。須佐能袁命御子、和加須世理比売命、坐之。爾時、所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前有磐石。其上甚滑之。即詔「滑磐石哉」（滑磐石なるかも）詔。故、云「南佐」。神龜三年改二字「滑狭」。  
（神門郡）

◇「乎」「ヲ」の仮名が5例)

次に「出雲国風土記」についてである。「出雲国風土記」では「哉」と「乎」が明確に区別されて使用されている。まず「乎」は「出雲国風土記」において、五例確認できる。そして、その全ての用例が「ヲ」の仮名として使用されている。一方の「哉」は全て詠嘆として用いられている。このうち、地名起源と結びつく「哉」の用例は、④の「国形、如「画鞆哉」（国形、画鞆の如きかも）」から

惠曇郷が導き出される例、④の「自然哉」（自然きかも）から内野が導き出される例、⑥の「滑磐石哉」（滑磐石なるかも）から滑狭郷が導き出される例である。これらの例も、今まで確認してきたような、甲類九州風土記、「播磨国風土記」、「常陸国風土記」にみる詠嘆の表現方法と同様のものであるといえる。

以上、古風土記における詠嘆の助字、「哉」「乎」の用例を検討してきたが、古風土記において「哉」「乎」が記される場合は、仮名としての用字例を除いては、会話文における詠嘆や疑問として用いられる場合が多く、そのうち詠嘆が付される場合においては、その発言が地名起源に結びつくパターンが非常に多いといえる。この詠嘆を用いた地名起源の表現方法は、風土記に記載される土地の名が、天皇や神の強い感動や関心に起因するものだということを、明確に表現せんとしてなされたものだといえよう。当該箇所の「広大哉（広く大きなかも）」という発言も、大部分の地名起源に直接結びつく景行天皇の発言に付されている。当該箇所の「哉」についても、これまで検討してきた古風土記の用例と同様に、天皇の地形に対する感動が、「哉」によって明示されると考えられ、本節で考察した古風土記の詠嘆を用いた地名起源の表現方法に則るものだと理解できる。

### 三、大分郡にみる天皇の会話文の意味

では、これまでの考察を踏まえて、「豊後国風土記」（大分郡）の会話文をもう一度考えてみる。当該箇所において、景行天皇は大分郡の地形を見たうえで以下のような発言を行う。

嘆曰「廣大哉。此郡也。宜<sub>レ</sub>名<sub>二</sub>碩田國<sub>一</sub>碩田謂<sub>二</sub>大分<sub>一</sub>」。

先にも述べたことであるが、『紀』の大分郡の地名起源説話では、景行天皇の発言は一切記されておらず、全て地の文において語られる。『紀』における大分郡の地名起源は、単に土地の形から名づけられたといえる。一方の「豊後国風土記」では、景行天皇が地形を見て、その土地に対する感動を言葉として明確に表し、その感動により、直接、地名を名づけるという話の筋になっている。これは、おそらく、「豊後国風土記」の編纂者が『紀』の記述から、新たに表現し直したものと理解できる。その表現意図とはいつたどようなものであったのだろうか。まずは、波線部分の詠嘆をともなう「廣大哉（広く大なるかも）」という表現であるが、これは先にも述べたように、天皇の土地に対する感動を明確に示さんとしてなされたものであろう。次に二重線部「宜<sub>レ</sub>名<sub>二</sub>碩田國<sub>一</sub>（碩田國と名づくべし）」との発言である。この発言には天皇が土地に感動し、天皇自らが名づけた土地であるという、風土記の側からの主張が盛り込まれていると理解できよう。そして、「豊後国風土記」の記述では、これらの天皇の発言を総括して「嘆曰」という表現がみえる。「嘆」

は「感嘆する」、「感動する」などの意味を持つ語である。これは土地に対する天皇の感動を会話文においてより強調せんとしてなされたものであろう。

「豊後国風土記」大分郡にみられる景行天皇の発言には、大分郡が景行天皇の強い感動をよんだ土地であり、景行天皇がその感動によって直接名づけた特別な土地であるという、土地の側からの主張が盛りこまれていると理解できる。

### 四、まとめ

本考察では、従来より影響関係が指摘されてきた、景行天皇紀十二年十月条と、「豊後国風土記」大分郡の相違点に注目し考察を行ってきた。その相違点とは『紀』が大分郡の地名起源を全て地の文において、「其地形廣大亦麗。因名<sub>二</sub>碩田<sub>一</sub>也」と単純に表現している部分を、「豊後国風土記」が詠嘆を用いた会話文によって新たに表現し直している点である。具体的には、「豊後国風土記」大分郡の記述では、景行天皇の会話文に「哉」が記され、景行天皇の感動が明確に表現されている。そして、その天皇の感動が大分郡の地名起源に直接結びつくのである。この表現方法は、古風土記の地名起源譚における助字の表現方法に則ったものといえる。「豊後国風土記」（大分郡）の記述は、『紀』の記事を再構成するにあたり、大部分が天皇の感動により、天皇から直接名づけられた誉れ高い土地である

として、新たに表現し直されたものとして理解できよう。また、今回考察したような地名起源の方法は、『紀』を再構成し風土記なりの地名起源の表現していくという作業の中で選び取られた、一つの特徴的表現として位置づけることができるのではないだろうか。

### 注

- (1) 橋本雅之氏「風土記と歴史書」『風土記を学ぶ人のために』世界思想社二〇〇一年八月
- (2) 「豊後国風土記」の引用は岩波古典文学大系『風土記』に拠った。以下、「播磨国風土記」、「常陸国風土記」、「出雲国風土記」、「肥前国風土記」、「風土記逸文」などの引用もこれによる。
- (3) 『日本書紀』の引用は岩波古典文学大系『日本書紀 上・下』に拠つた。
- (4) この(2)の「乎」については、新編古典文学全集『風土記』の頭注に、「乎」は終末辞。語勢を強める。『助字弁略』に『語<sup>をば</sup>レル辭也』。『説文』に『語ノ余レル也』とある。しかし、本論では、菊川敬三氏「人麻呂歌集における「哉」の一問題」『日本文学』二八一〇・一九七八年十月と同様に命令と理解する。なお上代文献における「哉」の考察はこの菊川論文において詳細になされている。
- (5) この例には「俗云、与久多麻礼流弥津可奈」との訓註が付されている。この訓注については、『時代別国語大辞典』(上代編)が風土記編纂当事に付された訓注かどうかの疑問を提示している。その理

由は、この注記にみえる「かな」が、上代文献における唯一の「かな」の例であることがあげられる。ただし、詠嘆の助字が記される地名起源のパターンという事に関しては、これまでの例と同様であるといえる。